

---

## 陸上自衛隊の13個師団体制成立時の課題とその後の防衛力整備 —定数18万人の達成まで—

日田 大輔

### <要旨>

1962年8月、陸上自衛隊は6個管区隊4個混成団体制から13個師団体制になった。師団創設の検討当初、陸上自衛隊は15個程度の師団体制を考えていたが、整備目標18万人の枠内で師団編成作業が行われることになったため、最終的に13個の師団体制となった。しかし、この当時、新たな師団体制の前提であった18万人の獲得もできていなかった陸上自衛隊は、まず人員（当時の定数は17万1,500人）を18万人まで増加して13個師団体制の完整を図るなど、いくつかの課題に取り組む必要が生じた。1972年の沖縄返還に伴う陸上部隊の配備決定に関連し、陸上自衛隊の定数は18万人となり、また装備の近代化も進んだ。しかし、師団編成の均衡化などの課題は十分に解決されたとはいえず、さらに定数18万人以上の増加もその後見込めない状況となるなど、新たな課題に直面することになった。

### はじめに

陸上自衛隊（以下、陸自）は、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（25大綱）に基づき、陸自創隊以来の大改革として陸上総隊の新編及び機動師団・旅団への改編等を行い、現在も「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（30大綱）に基づく多次元統合防衛力の実現のため様々な取り組みを行っている。この大改革の約50年前、陸自は13個師団体制の創設という組織改革を実施していたが、この成立過程やその後の体制充実のための取り組みについては明らかになっていない点が多い。

戦後日本の陸上部隊は、1950年8月の警察予備隊創設に伴い4個の管区隊が新編されたことに始まる。この4個管区隊体制は、保安隊時代を経て陸自時代の1958年6月までに6個管区隊4個混成団体制となり<sup>1</sup>、定数も警察予備隊当初の7万5,000人から17万人まで増員された。しかし、管区隊は、第2次世界大戦直後の米陸軍の縮小編成を基に編成されていたため日本の地形に対して適応性に欠け、また10個の作

---

1 混成団とは、管区隊を小型化した組織のこと。管区隊と同様に作戦基本部隊として編成された。

戦単位は、防衛警備上及び平時管理の地域的限度並びに地勢地形区割の観点から問題があった。このため、陸自は新たな作戦基本部隊の検討、即ち師団の創設を検討し、1962年8月に13個師団体制が成立した。

この13個師団体制は、1995年に決定された「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(07大綱)まで約33年の長期に亘って続いた陸自の基本的な体制であった。また、師団という部隊自体についても、その特性や数の変更はあるものの陸自の作戦基本部隊として現在も存在し、その配置も概ね同じである<sup>2</sup>。このような特性をもつ師団(体制)であるが、それは成立時に必ずしも完整されていたものではなかった。

第1に、師団への改編作業は整備目標18万人の枠内で行わなければならなかったため、改編作業当初に陸自が検討していた師団数や均衡ある編成とならず、また、この体制の前提となる実員18万人の獲得も達成できていなかった。第2に、師団創設にあたっては、編成だけでなく装備の近代化も求められていた。しかし、師団改編時の陸自の装備品は米軍の旧装備品が多く占めていたため、これを更新して装備の近代化を図ることが必要であった。第3に、陸自は師団を編成する際、保安隊以降編成した管区隊・混成団と同様に有事編成の考え方を基に編成した。しかし、内部部局(以下、内局)は平時編成を編成の基本と考えていたため、陸自との間に常備兵力に係る認識の相違があった。このため、この問題はその後の防衛力整備に影響を及ぼすことが考えられ、実際、第4次防衛力整備計画策定時に表面化する。そこで、陸自はこれらの課題を解決して師団体制の完整を図る必要があったのである。

陸自草創期の体制に関する研究は、警察予備隊時の管区隊から師団創設までの組織変遷を分析した渡邊拓弥と筆者の研究を除いて管見の限り見当たらない<sup>3</sup>。渡邊は、師団創設に際して陸自が軍事専門家集団として立案・実現を主導していたことや、陸自定数を規定するなど多大な影響を与えたことを明らかにした。また拙稿では、師団創設過程を分析し、陸自が草創期に抱えていた課題や13個師団体制を目指した背景等について指摘した。他方で、13個師団体制成立時に解決することを目指していた課題の中には、新しい師団体制に移行した後にもそのまま手つかずの形で残されていたものもあったことや、その後、陸自がそれらにどのように取り組んだかという点については未解明な部分が多い。

そこで本稿では、13個師団体制成立時に生じた課題を防衛庁・陸自がどのように捉

2 13個師団体制成立以降、1981年までに2個混成団(沖縄、四国)を編成している。また、07大綱では、9個師団6個旅団体制となった。

3 渡邊拓弥「陸上自衛隊の師団創設 組織編成からみる防衛力整備」防衛大学校総合安全保障研究科修士論文(2015年3月)、日田大輔「陸上自衛隊草創期の防衛力整備－5个方面隊13個師団体制の成立まで－」『防衛研究所紀要』第22巻第1号(2019年11月)。陸自の組織変遷について、筆者は師団体制成立(1962年)まで、渡邊は定数17万9,000人達成(1969年)までの期間をそれぞれ対象として分析している。

え、これを解決しようとしたのかを明らかにする。このため、当時の陸自の整備目標であり師団改編作業の前提であった18万人が定数として認められた1973年までを対象とし、防衛力整備計画策定過程における防衛庁・陸自内の議論等を分析する。

本稿は、第1節で13個師団体制検討当初の陸自の構想と成立時の課題をまず明らかにする。第2節から第4節では、第2次防衛力整備計画以降の各計画（以下、○次防）策定過程における陸自の検討資料及び証言を踏まえ、課題解決のための取り組みを明らかにする<sup>4</sup>。

最後に、本稿で使用する史資料について付言する。これまで防衛庁（省）・自衛隊に関する日本側一次史料は一般にアクセスが困難であったが、近年、防衛庁史室旧蔵の史料や個人が所蔵していた史料が国立公文書館及び国会図書館憲政資料室に移管され、徐々に利用可能な状況になっている<sup>5</sup>。また、防衛省防衛研究所戦史研究センターが継続的に実施している『オーラル・ヒストリー』の刊行により、防衛庁（省）・自衛隊OBの歴史的証言も徐々に蓄積が進んでいる。本稿は、主にこれらの近年利用可能になった史資料を利用し、師団体制成立後の防衛庁・陸自の取り組みを明らかにすることを試みる<sup>6</sup>。

## 1. 13個師団体制成立時の課題

### (1) 師団創設の趣旨と陸上自衛隊の構想

師団創設前の作戦基本部隊であった管区隊は、第2次世界大戦直後の米陸軍の縮小編成を基に編成されており、1958年時には管区隊（通常編成タイプと縮小編成タイプ）及び混成団の規模の異なる作戦部隊が計10個あった。これらの部隊は、日本の地形に対して適応性に欠け、10個の作戦単位は、防衛警備上及び平時管理の地域的限度並びに地勢地形区割の観点から問題があった<sup>7</sup>。このため、1959年頃に防衛庁・陸自は、

4 第1次から第4次までの防衛力整備計画については、以下を参照。

1 次防： <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/1jibou.pdf>；

2 次防： <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/2jibou.pdf>；

3 次防： <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/3jibou.pdf>；

4 次防： <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/4jibou.pdf>。（2020年8月6日アクセス）。

5 例えば、「防衛庁史資料」国立公文書館所蔵、『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』国立国会図書館憲政資料室所蔵など。

6 防衛庁・自衛隊に関する史資料の整理及び公開状況については、「特集 日本の安全保障を記録する」『防衛学研究』第58号（2018年3月）所収の諸論文に詳しい。

7 「第1部 防衛力整備計画上の前提的事項」『C-32 赤城構想』渡邊昭夫監修／佐道明広ほか編『堂場文書DVD-ROM版』（丸善、2013年）通し番号1910、48-54、61-63頁。（以下、『堂場文書』）。赤城構想については以下の文献を参照。中島信吾『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、2006年）；佐道明弘『戦後日本の防衛と政治』（吉川弘文館、2003年）；C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『海原治（元内閣国防会議事務局局長）オーラルヒストリー 下巻』（政策研究大学院大学、2001年）。

陸上防衛力の近代化による質的戦力（特に、機動力、対戦車能力、防空能力等）の向上を防衛力整備計画上の方針の一つに挙げ、「主として編成、装備の近代化により正面戦力を増強するとともに、陸上自衛隊全般及び個々の部隊を努めて均衡ある姿に改編」することを目標とした「作戦基本部隊の改編」を考えていた<sup>8</sup>。また、編成に関しては「原則として有事即応の編制を建前とし、防衛構想、日本の地形及び将来戦の様相に対する適応性を大にするため、小部隊に至るまでの独立性の強化と融通性の増加、戦闘単位の小形化、並びに対戦車能力の増強」<sup>9</sup>を重視していた。

師団への改編は、1961年の防衛二法改正により9,000人編成の師団4個、7,000人編成の師団8個及び6,800人編成の機械化師団1個の計13個師団となることが決まった<sup>10</sup>(表1)。新しい師団編成もこれまでと同様に規模の異なる編成であったが、防衛庁・陸自は、装備品が完全充足された場合には「7,000名師団の人員が未充足であっても、総合火力は現編制の略々 $\frac{11}{8}$ に向上する見込み」で、「総合的な戦闘能力は現在（筆者注：改編前）より相当高くなる」ものと考えていた<sup>11</sup>。

表1 管区隊・混成団から師団への移行状況

方面	管区隊、混成団	師団への移行状況		備 考		
	60年度	61年度	62年度	9,000人師団	7,000人師団	69年度(3個RCT増)9,000人師団化
北部方面隊	第2管区隊	第2師団	同左	○		
	第5管区隊	第11師団	同左	○		
		第5師団	同左			○
	第7混成団	同左	第7師団		*機械化師団	
東北方面隊	第6管区隊	同左	第6師団		○	(○)
	第9混成団	同左	第9師団		○	
東部方面隊	第1管区隊	第1師団	同左	○		
		第12師団	同左		○	
中部方面隊	第3管区隊	第3師団	同左		○	(○)
		第13師団	同左		○	(○)
	第10混成団	第10師団	同左		○	
西部方面隊	第4管区隊	同左	第4師団	○		
	第8混成団	同左	第8師団		○	

(出所)『自衛隊年鑑1964年版』(防衛産業協会、1964年)353頁を基に筆者作成

8 「第2部 防衛力整備計画目標」『C-32 赤城構想』『堂場文書』通し番号1911、4-9頁。

9 同上、9頁。

10 一般師団と称される9,000人師団と7,000人師団の違いは師団内の部隊数にあり、基幹となる普通科連隊をみると前者は4個、後者は3個となる。陸自は、戦闘機動性の向上及び運用の容易性から4個単位(9,000人師団)の編成を重視していた(渡壁正「私観浅史-自衛隊史余話」『軍事史学』第39巻第4号(2004年3月)68-69頁)。

11 防衛局制度調査委員会「師団改編について(昭和36年1月10日)」『堂場文書』通し番号1955。(以下、「師団改編について」)。

その一方で、陸自は決定した13個師団体制とは異なる体制（編成）を構想していた。陸上幕僚監部（以下、陸幕）第3部長であった和田盛哉は、作戦基本部隊が他方面へ転用され作戦を行う場合、編成を分割して他方面へ派遣することもあることから少しでも多くの部隊を保有したい、と考えていた<sup>12</sup>。しかし、その後、師団編成作業が整備目標18万人を前提にして行うことになったため、正面兵力に充当し得る勢力は10.5万人程度となり、その範囲で単位数と師団の規模を定めなければならなかった<sup>13</sup>。このため、「(第三部としては、)当初十七単位を考えていたが、次で十五単位（筆者注：これは最終決定された13個師団に北海道と四国に各1個師団を増加する構想）を算定（略）、終局的には一単位の戦力程度を考慮して、十三単位」<sup>14</sup>になった。なお、この当時、教育団を予備戦略単位とする構想や、18万人の範囲内で15個単位の部隊を作るため旅団を編成する構想もあった、とされる<sup>15</sup>。一方、師団創設の主務者であった中村定臣は、師団数は最小限13個必要と述べている<sup>16</sup>。しかし、これは地形区画と18万人を前提とした兵力数を踏まえた上でのことであり、中村自身も「戦略予備がもう一つあればなお良いのだが」<sup>17</sup>と13個師団体制では不十分だと考えていた。さらに中村は、師団編成について「全部が本当は甲（筆者注：9,000人師団のこと。乙は7,000人師団を指す）であるべきなのだ」と初期の構想を述べ、「しかし、どうしても定員が足りなかったからやむを得ない」とも証言している<sup>18</sup>。

また新師団は、「人員を制限した上に、管区隊に匹敵する戦力を保持するために、いきおい装備密度が大になる」<sup>19</sup>特性を有していた。このため、「少しの欠員でも装備が動かない」欠点を有していたことから「平時においても、装備の維持管理上容易ならざる努力が必要であり、充足率低下の場合は、より一層困難性が伴う」ことを考慮す

12 「13個師団体制－師団の編制と機械化兵団の誕生」『自衛力の確立10(1/4)』（『和田盛哉元陸将回想録I』）『防衛庁史資料』平17防衛02014100、国立公文書館所蔵、5頁。（以下、「13個師団体制」）。和田は陸士41期。陸幕第3部長（1958～60年）、元西部方面総監。

13 同上、5-6頁。

14 同上。

15 「自衛力の確立9(1/2)」（『田中兼五郎元陸将回想録－防衛力整備を中心として－』）『防衛庁史資料』平17防衛02012100、国立公文書館所蔵、57頁。（以下、「自衛力の確立9(1/2)」）。この旅団検討については「方面総監部との間に軍団司令部的な組織を必要することになり却って複雑である」ことから「結局師団に落ち着いた」とされる（同61-62頁）。

16 渡壁「私観淺史」67-68頁。

17 同上。中村は、「管区隊と混成団を併せた総兵力量が一〇万－その一〇万が僕に与えられた総数なのです。（略）従って戦闘部隊を一〇万で効率を最高に発揮できるものにしろ、というのが僕に対する命題です」と述べている（同69頁）。

18 同上、67頁。中村は、「(様々な定数の師団が考えられるが) どれが運用しやすいかと全般スケールでいうと(略)、九、〇〇〇人師団」と述べている（同68頁）。また、9,000人師団を増やすため「丁度甲と乙の差は二、一〇〇人ぐらいの違いがある。これが何時か二、〇〇〇人ずつでも増えれば、乙が甲に代わっていく」と考えていたが（同67頁）、陸自の低い充足率の状況を踏まえると決して明るい見通しとはいえなかった。

19 「13個師団体制」13頁。

る必要があった<sup>20</sup>。しかし、和田は「この機会に十三コ師団を編成しないと、将来師団を増設することは絶対に不可能」な状況であったため、欠点を承知しながらも「(今は出来なくとも)十年、二十年後においては、当局において(略)もっと充実したものに育てて行かれることを期待」していた<sup>21</sup>。

つまり、陸自が考えていた師団体制は、編成及び装備の近代化、均衡ある師団編成、有事即応の編成を趣旨とする9,000人を基準編成とした15個程度の師団体制であった<sup>22</sup>。しかし、18万人の枠内で編成作業を行うことが決定されたことにより、陸自はこれを前提に編成された13個師団体制の完整を優先することとし、その上で、この前提となる18万人への増勢を図り、9,000人師団編成の逐次増加や装備の近代化を行うことで、師団体制の内容充実を図ろうとしていたのである。

## (2) 13個師団体制成立時の課題

師団創設の趣旨と陸自の師団検討時の構想を踏まえると、陸自は師団創設時に少なくとも以下の3つを課題として捉え、これを解決しようとしていたと思われる。

第1の課題は、前提となる整備目標18万人への増勢を如何に行うか、という点である。18万人が獲得できなければ新師団の編成が完整しないのは勿論のことであるが、全て均衡のとれた編成(9,000人師団)にするためには、さらにこれ以上の人数を得なければならない。しかし、師団創設時の陸自は定数17万1,500人に対し実員が約14万3,700人であった。このため、この低充足率に注目した野党からの追及が予想され、18万人増勢のための予算措置や法律改正は困難を伴うことが予想された。

第2の課題は、師団創設の趣旨にある装備の近代化である。当時の陸自の装備品はその多くが米軍旧装備貸与品で、これらの旧装備品をできるだけ早く更新して師団の編成や戦い方に反映させ師団内容の充実を図ることが必要であった。このため、防衛庁・陸自は米国の軍事援助計画(Military Assistance Program、以下MAP)による取得をこれまでと同様に期待し<sup>23</sup>、これによって近代化を図ろうと考えていた。

第3の課題は、有事即応の編成を如何に維持していくか、という点である。これまで陸自の編成は有事態勢を基本としてきたが、大蔵省や内局は「平時小規模、戦時拡大」という思想があった<sup>24</sup>。しかし、旧軍の制度とは異なり、人的・物的動員システムを

20 同上。中村は、低充足であっても部隊編成の修正はやめた方がよい、装備を新しく変えることで力は幾らでも充実させることが出来る、と考えていた(渡壁「私観淺史」70-71頁)。

21 同上、15-16,29頁。

22 なお、1969年の国会で、15を我慢して13個師団で最小限運用する、との発言がある(第61回国会参議院内閣委員会会議録第30号(1969年7月17日)14頁(宍戸基男防衛局長発言))。

23 「師団改編について」。

24 「陸の増勢-険しい十八万人体制への道-」「自衛力の確立10(1/4)」「(和田盛哉元陸将回想録I)」「防衛庁史資料」平17防衛02014100、国立公文書館所蔵、10頁。(以下、「陸の増勢」)。

持たない自衛隊には適用出来ないため<sup>25</sup>、陸自としては如何に有事編成思想を維持して部隊の整備を行うかが課題であった。そして、この課題は4次防策定時に行われた「陸自の常備維持すべき体制」の検討において表面化したのだった。

## 2. 第2次防衛力整備計画における充足率の向上と国産装備の充実

### (1) 充足率の問題と定数増加の未実施

「二次防に入って十三個師団への改編また充足率の低下等のこともあって、なぜ十八万が必要か、が問題になった」<sup>26</sup>と天野良英元陸上幕僚長は回想している。陸自の低充足率についてはそれまでも問題視されており<sup>27</sup>、師団創設前は内局から、充足率が低い中で師団創設は問題がある<sup>28</sup>、と指摘され、師団創設後も国会で「十三個師団の編成そのものが無理ではありませんか」<sup>29</sup>と野党から指摘を受けていた。このため、陸自はこれらの指摘に対して18万人13個師団体制の必要性を度々説明しなければならない状況であった。

法律上の定数は、基準となる数値（最小単位の部隊の人数）の積み上げにより表される数であるが<sup>30</sup>、先述の天野によると、2次防時の陸自の編成計画は政策増勢と呼ばれる切りの良い数字によって積み上げられていたため、全体及び個々の部隊編成に不均衡なところが生じ、この対策としてU・C転換<sup>31</sup>や機関の定数削減が必要であり、

25 同上。

26 「自衛力の確立10(3/4)」(「天野良英元陸将回想録」)「防衛庁史資料」平17防衛02016100、国立公文書館所蔵、49頁。(以下、「自衛力の確立10(3/4)」)。天野は、陸幕第3部長(1960年8月～62年7月)、陸上幕僚副長、陸上幕僚長を歴任。18万人の問題は、(18万人の)中身が問題なのか、数字に意義があるのかという問題でもあった、と述べている(同頁)。

27 低充足率は、日本の社会的風潮、予算的制約、好景気による若年労働者需要増加に伴う自衛隊への募集人員の減少や離職者の増大が背景にある。

28 「陸の増勢」41-42頁。

29 第40回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第6号(1962年2月24日)22頁(横道節雄分科委員発言)。

30 1961年度予算審議時、当時防衛局長であった海原治が「やや事務的、技術的な御説明になるかもしれませんが、法律上の定員と申しますのは、(略)部隊を編成、組織して参りますときに、例を普通科の部隊にたとえて申しますと、普通科の連隊の小銃小隊につきましては、一個分隊九名ということが一つの基準になっております。そういうように部隊を編成していきますときには、それぞれの一番小さな単位を何名程度で編成することが適当かということは、これはそれぞれの部隊の専門家のところで十二分に検討いたすわけであります。そういうものを積み上げて参りますと、一応十七万の定員でこれだけの部隊が編成される。(略)あくまで部隊を編成していく立場から申しますと、先ほど申し上げました基準的な数値の積み上げが法律上の定員になって出て参ります」と述べている(第38回国会衆議院予算委員会第一分科会第2号(1961年2月27日)29頁(海原治防衛局長発言))。

31 Uはユニフォーム(制服組)、Cはシビリアン(背広組)を表す。駐屯地業務隊や病院業務のうち非自衛官を充てる方が適切な業務を非自衛官に充て、これによって編成表から外れた自衛官の定数を戦術的識能が必要とされる職位に充当した制度(伊藤斌編『防衛年鑑1965年版』(防衛年鑑刊行会、1965年)308-311頁。(以下、『防衛年鑑〇年版』))。

編成業務全般に苦勞が多かった、と証言している<sup>32</sup>。また、天野は法律によって枠が定められている以上「戦術的要求と定員枠との葛藤はさげられず、勢い低勢能力で妥協し、その分運用で不足分をカバーせざるを得なかった」<sup>33</sup>と当時陸自が抱えていた問題も明らかにしている。

このような状況を改善するため、防衛庁・陸自は先ず充足率の向上を目指した。具体的には、新隊員の常時試験と早期入隊の実施、陸曹の営外居住の拡大、離職前の職業訓練の実施などの待遇改善や定年延長の諸施策を行い、その結果、1965年度には景気の沈滞、適齢人口の増加など募集環境の好転もあり充足率は向上した<sup>34</sup> (表2)。しかし、国会での法案審議が進まなかったこともあり2次防期間中の定数増加は認められず、次の3次防で定数増加に取り組むことになる。

表2 陸上自衛隊の定数と充足率

年	防衛力整備	常備自衛官		予備自衛官	
		法定数(人)	充足率(%)	法定数(人)	充足率(%)
1961(昭和36)年	2次防	171,500	87	17,000	97.9
1962(37)年			84.8	19,000	99.7
1963(38)年			83.5		99.8
1964(39)年			84.7	24,000	87.6
1965(40)年					98.9
1966(41)年					99.5
1967(42)年	3次防	173,000	90.2	30,000	81.9
1968(43)年			91.7		93.9
1969(44)年		179,000	88.6	33,000	92.9
1970(45)年			88	36,000	-
1971(46)年	4次防		87		97.9
1972(47)年			86.2		96.7
1973(48)年		180,000	85	39,000	94.9

(出所)『自衛隊年鑑』、『防衛年鑑』(いずれも1961～1975年版)を基に筆者作成<sup>35</sup>

32 「自衛力の確立 10 (3/4)」50頁。

33 同上。2次防では、各方面航空隊の増強計画もあったが、必要な人員を定数の範囲内で措置するなどして対応している(『防衛年鑑1965年版』325頁)。

34 『防衛年鑑1962年版』193頁、『防衛年鑑1964年版』281頁、『防衛年鑑1965年版』308-311頁。

35 本表の充足率は、各年度の概数として記述している(使用した資料により算定月が異なり、また予備自衛官の充足率は任用維持数から算出しているため)。なお、1970年の予備自衛官の充足率は不明のため未記載。

## (2) 国産装備の充実

2次防は、陸自装備品の国産化が進んだ時期であった<sup>36</sup>。2次防前半期は、1次防からの継続事業であった装備内容の充実が重視され、後半期は、地对空誘導弾ホーク部隊（以下、ホーク部隊）の新編や大型ヘリコプターの導入などの新規事業が計画されていた<sup>37</sup>。しかし、1961年に米国大統領に就任したジョン・F・ケネディ（John F. Kennedy）が、わが国に対するMAPの逐次削減を発表したため、装備の近代化をMAPに依存していた防衛庁・陸自は装備取得に関して大きな影響を受け計画も延期となる<sup>38</sup>。このため政府は国内での生産体制を早期に作る必要に迫られた。

このような状況の中、装備の研究・開発は進み64式7.62mm小銃・81mm迫撃砲等が導入され、一般車両や施設器材の装備品も調達されるなど国産装備が充実していった<sup>39</sup>。また、この時期、航空自衛隊との間で地对空誘導弾部隊の配属を巡る問題があったが、2次防初年度（1962年12月）にホーク部隊を陸自配備、ナイキ部隊を空自配備とすることで最終的に決着し、これにより2次防の主要項目の一つである地对空ミサイルの整備、建設も軌道に乗ることとなった<sup>40</sup>。

## 3. 第3次防衛力整備計画における定数増加と装備の近代化

### (1) 3次防策定時の所要防衛力の検討（定数23万人、6個方面隊15個師団構想）

1965年10月、統合幕僚会議事務局（以下、統幕事務局）は長期構想に基づく所要防衛力の検討を行っており、陸自に関しては6個方面隊15個師団（陸幕作成資料<sup>41</sup>では18個師団）、自衛官約23万人、予備自衛官約6万人を提示している<sup>42</sup>（表3）。

この案では、中部方面隊を近畿中京地区と四国中国地区に分け方面隊を6個として

36 装備の国産化については以下の文献を参照。佐道『戦後日本の防衛と政治』第2章第1節：C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『伊藤圭一（元内閣国防会議事務局長）オーラルヒストリー 下巻』（政策研究大学院大学、2003年）206頁；荒井重則編『自衛隊年鑑1966年版』（防衛産業協会、1966年）417頁。（以下、『自衛隊年鑑〇年版』）。

37 『自衛隊年鑑1962年版』184-185頁。

38 同上、169-175頁。日本では、1964年度の防衛予算要求において既にアメリカの援助の確定しているものを除き、全て自力で整備するという前提で計画することになった（『自衛隊年鑑1965年版』545頁）。

39 この他、106mm無反動砲、105mm軽榴弾砲も国産化された。1962年以降の国内調達比率は75.2%、74.3%（63年）、85.4%（64年）、87.2%（65年）、85.4%（66年）、90.0%（67年）、88.3%（68年）であり、調達実績の約9割を国内で賄うことができるようになった（『防衛年鑑1970年版』260頁）。

40 加藤陽三『私録 自衛隊史 警察予備隊から今日まで』（『月刊政策』政治月報社、1979年）213-214頁。

41 G-3 業計班主務者「3次防作成にあたっての考え方及び経緯（42.11.18）」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』整理番号3-1、国立国会図書館憲政資料室所蔵、5頁。（以下、「3次防作成にあたっての考え方」）。計画官に対する説明、の記述あり。

42 「防衛構想（40.7.20）」『堂場文書』通し番号2009、8頁。統幕事務局作成資料に内訳がないため、陸幕作成「3次防作成にあたっての考え方」を参考とした。

いる点に特徴がある。これは、同方面隊の広域性と、阪神・中京地区の間接侵略対処及び山陰・山口方面の直接侵略対処の指揮運用の適切性を考慮したものとされる<sup>43</sup>。もう一つの特徴は師団の数に関するものであり、これは中部方面隊を除く方面隊に各1個師団を増加し、さらに中央直轄部隊である富士教導団及び第1空挺団を1個師団程度の戦力と見なす案(計18個師団)であった。最終的に陸自案は統幕事務局案に倣い15個師団となるが、これは従来の13個師団に東北南部地区と四国地区に各1個師団を増加する考えであった<sup>44</sup>。

この検討案は3次防に反映されることはなかったが、陸自が師団創設検討時から最低限の数と考えていた15個師団や、配備上の空白地域となっている四国を挙げていること、さらに18万人以上の定数も考えていたことを踏まえると、この時期の陸自が18万人13個師団体制の構築を最終的な目標と見做していなかったことが分かる<sup>45</sup>。

**表3 陸上自衛隊の18個師団案**

方面隊		師団数	配置と運用	13個師団体制との比較
北部方面隊		5個師団	道北・道東・道央・道南×各1、道央(機動打撃)×1	+1個師団
東北方面隊		3個師団	青森・岩手地区及び秋田・山形地区×各1 宮城・福島地区(機動打撃及び東北南部の治安対処)×1	+1個師団
東部方面隊		3個師団	関東・信越・中部地区×各1	+1個師団
中部方面隊	近畿中京	1個師団	近畿中京地区×1	なし
	中国四国	2個師団	中国地区×1、四国地区(機動打撃)×1	
西部方面隊		3個師団	北・南九州地区×各1、中九州地区(打撃力)×1	+1個師団
中央直轄 (兼ねて東部方面隊の打撃部隊)		1個師団 として計上	富士教導部隊、空挺団	(+1個師団)

(出所)「3次防作成にあたっての考え方及びその経緯(42.11.18)」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』整理番号3-1、5頁を基に筆者作成

## (2) 編成定数18万人の意義

18万人という数字は、1953年10月に行われた、いわゆる池田・ロバートソン会談以降出てくる数字であるが、この数に関しては保安庁が会談の蚊帳の外におかれ協議

43 「3次防作成にあたっての考え方」5頁。この他、中部方面隊が担当している中部地区を東部方面隊担当地区に変更している。

44 同上、6頁。

45 一方、この頃には18万人を最終目標と考えていた、との証言もある「堀江正夫オーラル・ヒストリー」防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策① 四次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』(防衛省防衛研究所、2012年)297頁。(以下、「堀江正夫オーラル・ヒストリー」)。

に全く関与していなかったこともあり<sup>46</sup>、いつの間にか保安庁内で対米公約とみなされるようになっていた<sup>47</sup>。また、陸自にとってこの決定された18万人は最下限の兵力量と考えており、できれば24万人程度の兵力量が必要と考えていた<sup>48</sup>。このような背景の下、防衛庁・陸自は18万人を確実に獲得するため、この数字にどのような意義を持たせて防衛力整備を行うかが重要であった。そして、その後策定された防衛力整備計画において、18万人という数字は、1次防では「骨幹防衛力」、2次防では「在来型兵器の使用による局地戦以下の侵略に対し、有効に対処しうる防衛体制の基盤」(3次防は「有効に対処」を「最も有効に対処」に修正)を整備するための目標となった。この頃、防衛庁・陸自がこの18万人の必要性を具体的にどのように積み上げ、説明していたのか。この問題に関連するアクセス可能な当時の一次史料や国会の議事録を見る限り現時点では見当たらないが、防衛力整備計画上の文言から、18万人は日米安保体制の下、在来兵器・局地戦以下の事態に陸自が独自に対処するための兵力量と意義付けられているとみることができ、防衛庁・陸自はこうした考えを基に防衛力の整備を行っていたと思われる。

1966年11月、3次防の大綱が国防会議及び閣議で決定された。この3次防策定においては、「大蔵省が異常に深く介入してきた」<sup>49</sup>ため防衛予算に制約を受ける恐れがあり、これにより増勢のペースが今後更に遅くなることが予見された。このため、防衛庁・陸自は18万人の枠を堅持し定数を着実に増加するため、従来の要求方法とは異なる新しい論理を用いて定数の増加を行う必要性が生じていた。

このような背景の下、防衛庁・陸自は1次防以来、「(陸上)自衛官18万人」を整備目標として掲げてきたが、3次防では「(陸上)自衛官の編成定数を18万人とする」と、新たに「編成定数」の用語を入れて掲げることにした<sup>50</sup>。この用語を用いた場合、18万人は陸自の編成上必要な数、とより明確に意義付けられることになる。この用語

46 C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『海原治(元内閣国防会議事務局長)オーラルヒストリー 上巻』(政策研究大学院大学、2001年)255-256頁。

47 中島『戦後日本の防衛政策』154-155頁。18万人という数字がどのように決まったのか、という点については、中島『戦後日本の防衛政策』154-158頁、植村『再軍備と五五年体制』137-200頁、渡壁『私観淺史』52-58頁に詳しい。

48 防衛省防衛研究所戦史部編『中村龍平オーラル・ヒストリー』(防衛省防衛研究所、2008年)147-148頁。堀江は、20数万人と述べている(『堀江正夫オーラル・ヒストリー』259頁)。中村(龍平)と堀江は1952年警察予備隊入隊、統合幕僚会議議長及び西部方面総監で退官するまで要職を歴任。草創期の陸自の歴史を語る上で重要な人物である。なお、18万については「部隊の編成、運用を考えた場合は二十数万を必要とする。したがって、この十八万そのものには本当の軍事的意味はない」との意見もある(『堀江正夫オーラル・ヒストリー』259頁)。

49 『玉木清司オーラル・ヒストリー』防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策① 四次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』(防衛省防衛研究所、2012年)64-58,71-75頁。(以下、『玉木清司オーラル・ヒストリー』)。

50 3次防(大綱)の陸自の主要整備目標には「現有部隊の充実等のため、自衛官の編成定数を18万人とする」と記載されている。この編成定数の用語について明確な定義は管見の限り見当たらないが、編成に応じた必要な人員の数を意味していると思われる。

を3次防に取り入れたとされる玉木清司防衛局計画官は、(募集難の影響を受けていた陸自が)18万人という数字を動かされることを非常に嫌がっていた<sup>51</sup>、とこの当時の陸自の厳しい立場を述べている。この状況を踏まえ、玉木は「だから、私は編成という言葉を使って、建前の編成としては十八万人になるが、差額は減らすのではなくて、有事時には緊急補充をするんだということを、建前として置いておかななくちゃいけないだろうというので、編成定数という言葉を入れました」<sup>52</sup>と述べている。この玉木の考えは、行政法上の考え(定員は職について定められるべきもの<sup>53</sup>)に通じるものがあり、これを用いると、国会で承認された13個師団体制(職)が見直されない限り18万人の枠(定員)は動かされない、といえる。この考えは、1969年の国会で有田喜一防衛庁長官が「この十八万人体制というのは、国力、国情に応じた陸上防衛力について防衛的、技術的見地から検討を行なって、わが国の国土地形に応じた編成をしておるいまの五方面隊、十三個師団、この体制を充実整備するための編成でありまして、十八万人体制が適当であるとの結論を得たもの」<sup>54</sup>と述べた内容からも伺うことができる。ただし、この編成定数の用語は、18万人と編成が不離一体であることが明確になる一方で、玉木の証言にあるように有事の際に完全充足を図ればよいとも解釈できるため、陸自は有事編成の観点から、その後の防衛力整備において注意を払う必要があった。

### (3) 定数17万1,500人から17万9,000人への増勢

1965年以降、防衛庁の省昇格や自衛官の定数増を含む防衛関係法案は相次いで廃案となり、1967年7月になって漸く定数改正法案が成立する。これにより、陸自の定数17万3,000人が認められ、この増員(1,500人)をもってヘリコプター団等の新改編が行われた。

法案成立前の1966年3月頃、防衛庁・陸自は1967年度中に8,500人の増員を考えていた<sup>55</sup>。しかし、充足率の問題もあり<sup>56</sup>、まず1967年度に1,500人を増加し、残りの7,000人を1968年度以降の3次防期間中に増加することを決めていた<sup>57</sup>。この7,000

51 「玉木清司オーラル・ヒストリー」73頁。

52 同上、73-74頁。

53 林修三、高辻正巳、吉国一郎、真田秀夫編『法令用語辞典(第五次全訂新版)』(学陽書房、1976年)492頁。

なお、自衛官の定数は(いわゆる「定員法」上の)定員と別に扱われている。

54 第61回国会参議院本会議第34号(1969年7月22日)24頁(有田喜一防衛庁長官発言)。

55 陸自は、8,500人の増員により7,000人師団3個の9,000人師団化を計画していた(「第3次防衛力整備計画作成作業経過報告(40.10.28)」『堂場文書』通し番号2012、5頁。(以下、「3次防作業経過報告」))。

56 3次防時の充足率向上施策として、「陸曹の大幅な定数枠の増加」、「准尉制度の採用」、「援護施策の強化」、「退官手当の増額」及び「婦人自衛官(一般)の採用」がある(「3次防作業経過報告」7-8頁、『防衛年鑑1970年版』248,358頁)。

57 第55回国会参議院内閣委員会議録第28号(1967年7月18日)13頁(島田豊防衛局長発言)。

人の増員について、当時陸上幕僚副長であった田中兼五郎は、1969年度に6,000人（普通科連隊を基幹とする戦闘団3個に充当）、1970年度と1971年度にそれぞれ500人（主としてヘリコプター部隊及び1967年度の取り不足分）を増員する計画を明らかにしている<sup>58</sup>。田中は1969年度の6,000人の増員を一番の問題として捉えていたが、募集状況が1967年度当初は約90%と非常に好調で、充足率も向上したことからこの増員は可能だと考えていた<sup>59</sup>。

6,000人の増員は田中が述べたとおり1969年に可決された。この法案説明時、有田喜一防衛庁長官は、整備目標（18万人）に定数を近づけることは1次防以来の懸案であること、地理的な面で東北、近畿、中国地方の7,000人師団では任務を遂行する勢力が不足していることをその理由として挙げ、さらに増員の効果として「いざどこかに何かあるときに、その方面へ師団を全部回しますと、留守というものなくなりませ（略）六千人増員されるということは、それだけ、いざというときに機動力が発揮でき（略）ことに日本の防衛力を全うというところまではいかぬがおおむねやっつけていける」<sup>60</sup>と述べている。

陸自はこの6,000人の増員により3個の連隊戦闘団<sup>61</sup>を編成し、その基幹となる3個の新編普通科連隊を、第3師団、第6師団及び第13師団にそれぞれ配置した<sup>62</sup>。これにより9,000人師団は4個から7個に増え、機械化師団（第7師団）を除く一般師団（12個）の過半数を占めることになり、また、定数も18万の達成まであと1,000人となった。

#### （4）装備の近代化と部隊の新改編

3次防は、装備の近代化と研究・開発が進んだ時期であり、師団創設時に期待された機能の一つであった機動性の向上に資する装備の導入や部隊の新編が行われている。

1966年3月、松野頼三防衛庁長官は「兵力を増やさず機動的に日本を守ろうとす

58 「42年度は2,500をお願いしていたが、1,500に圧縮された」ためと述べている（篠原宏「コノ人ト一問一答 陸上幕僚副長・陸将 田中兼五郎」『国防』第16巻第7号（1967年7月）61-62頁）。なお、田中は防衛庁の最終決定でない、と断りを入れている。

59 田中によると、1966年度は予算等の都合で採用を抑制したが、67年度は充足率91%を認められ採用人員22,000人は確実に実行でき、さらに68年度も戦後のベビーブームで適齢期人口が増加し25,000人程度の募集は可能であろうと思う。69年度も（68年度の線は）可能で、仮に6,000に増員をお願いしても93%位は充足率として維持できる。また、70年以降はベビーブームが過ぎ去り募集条件が少し悪くなり、充足率を上げることは不可能だと思われるが維持は何とかできる、とも述べている（同上）。

60 第61回国会衆議院内閣委員会議録第34号（1969年6月20日）11頁（有田喜一防衛庁長官発言）。

61 この連隊戦闘団は、普通科連隊1,185人、特科部隊413人、戦車中隊93人、施設中隊111人、対戦車小隊31人、偵察小隊24人、通信小隊41人、武器隊30人、輸送小隊16人、衛生小隊36人、飛行隊6人、師団司令部付隊10人、計2,010人（本説明では1,996人となる）の編成とされる（第61回国会衆議院本会議録第5号（1969年2月12日）16頁（大出俊委員発言））。

62 防衛局「第3次防衛力整備計画 事業計画（案）の概要（昭和41年3月）」『堂場文書』通し番号1972、1-2頁。

るなら、機動力の増強以外にない。(略)日本は海岸線が長く、しかも兵力は少ない。必然的にスピードを要求するならば、陸上の輸送より空中の輸送を考えるのが理の当然である<sup>63</sup>と、わが国の防衛上の特性からヘリコプター導入の必要性を述べている。この当時、ベトナム戦争で米軍ヘリコプターの新しい運用が注目され、陸自も研究を開始し始めた時であった<sup>64</sup>。田中陸上幕僚副長は、ヘリコプターに対戦車火器を搭載・移動し空中或いは地上に降ろして射撃する運用構想を持ち<sup>65</sup>、また中村第3部副部長(その後第3部長。師団創設主務者)は、ヘリコプター等による軽快な機動を重視した編成を検討していた<sup>66</sup>。さらに防衛庁・陸自は、長官直轄部隊として連隊単位の部隊を短時間に隣接方面隊(又は師団)地域に空中輸送できる大型ヘリコプター部隊(パートル107型×30機)と、各方面隷下として中隊単位の部隊を短時間に空中輸送できる中型ヘリコプター部隊(HUIB型×53機)の整備を検討していた<sup>67</sup>。この大・中型ヘリコプターの導入に併せて第1ヘリコプター団(木更津)が新編されたが、陸自は関西方面にもう一つヘリコプター団を編成することも検討していた<sup>68</sup>。また、海原治国防会議事務局長も木更津の1箇所だけでは抗堪性の点で問題があるため北海道に1、本州に2、九州に1個の部隊を配備することを勧めているなど<sup>69</sup>、この時期ヘリコプターを重視した防衛力整備の気運が高まっていた。

また、地上における機動面については、装甲輸送車(Armored Personnel Carrier、以下APC)の整備が計画されていた。このAPCは、普通科部隊に配備して戦場機動力の向上を図り、間接侵略にも有効対処できることを狙いとし、将来的に各師団に装甲車隊(1個普通科連隊相当の部隊)を編成することを考え、防衛・警備上重視した第1・2・3・4師団への配備を検討していたが、3次防では各方面隊に1個のAPC中隊を編成したのみとなった<sup>70</sup>。このように、3次防では機動性の高い装備の導入とこれに伴う部隊の新編が進んだ。

63 『自衛隊年鑑1967年版』144-145頁。

64 篠原「コノ人ト一問一答 陸上幕僚副長・陸将 田中兼五郎」63頁。

65 同上、63-64頁。田中は、多くの対戦車兵器は固定的に各部隊に装備できず、また敵の攻撃も確実に予測できないことから、戦場の決定に伴い予備的に控置していた対戦車火器を迅速にその方面に増援させて重点的に守るのが効率的だと、考えていた(同頁)。

66 横地光明「最後の士官候補生、自衛隊勤務回想録⑥ 任は重く、されど身は北面の武士か 第6章 見た目「地獄と天国」陸幕編成班と防研」『軍事研究』第47巻第4号(2012年4月)158-159頁。(以下、「最後の士官候補生〇月号」)。横地は、編成班員(1968年7月～70年8月)及び編成班長(1972年7月～74年7月)として勤務。元東北方面総監。

67 「3次防作業経過報告」11-12頁。機数は改正法案が通過した1967年7月時のものである(第55回国会衆議院内閣委員会議録第27号(1967年7月4日)10頁(島田豊防衛局長発言)を参照)。

68 「3次防主要項目の防衛庁説明 その1 機動力の向上について」『海原治関係文書』資料番号1498、国会図書館憲政資料室所蔵。ヘリコプター団の新編は、1964年頃から国会で要望しており、予算は毎年認められていたものの定数に関する法案が認められていなかった(第55回国会衆議院内閣委員会議録第27号(1967年7月4日)14頁(増田甲子七防衛庁長官発言)を参照)。

69 「3次防主要項目の防衛庁説明 その1 機動力の向上について」。

70 「3次防作業経過報告」15-16頁。「自衛力の確立9(1/2)」86,132頁。

#### 4. 第4次防衛力整備計画における有事編成の問題と定数18万人の達成

##### (1) 常備維持すべき体制の検討（有事編成の問題と師団編成の検討）

1969年、4次防の策定において陸自の基本体制に係る検討が内局と陸幕で行われていた。内局担当部員が陸自の基本的問題について検討するために作成した「4次防審議資料 陸自の常備維持すべき体制について(44.10.22)」<sup>71</sup>には、常備維持すべき陸自の体制とこれを踏まえた師団の編成に関する記述がある。そこには、常備維持すべき体制として完全即応体制（有事編成）、非即応体制（平時編成）及び準即応体制（折衷案）の3つの型を検討している。因みに陸自は1954年頃から「有事の際の平時編成から出動編成への切り替えは日本の現状に適さないため、いつでも出動できる出動編成を根本思想」<sup>72</sup>とする、いわゆる有事編成を基本として部隊を編成してきた。しかし、内局では「一部は即応態勢を、一部は〇ヶ月間の準備期間内に即応態勢を完成することができる体制を常備保持」する準即応体制（折衷案）が望ましいとして、「所要防衛力に見合う部隊等を、自衛官定員と予備自衛官定数とによって編成し、一部の所要部隊等を自衛官をもって高充足」とする自衛官約19万人、予備自衛官（以下、予備自）約10万人、5個方面隊13個師団（52個連隊戦闘団<sup>73</sup>）3個旅団基幹の編成を考えていた<sup>74</sup>。

この内局案は、定数を増加（予備自も約6万人増<sup>75</sup>）して全師団の9,000人化や3個旅団の新編を挙げたこと、また、予備自を編成に含ませたことが特徴として挙げられる。陸自にとってこの案は、定数と部隊数の増加に関する限り、これまで要求していた内容に近い受け入れ可能な案に見える。しかし、予備自を編成に組込むことは、この当時の定数（17万9,000人）或いは整備目標（18万人）が常備自衛官及び予備自の総数として固定化されてしまう恐れや、平素の隊務における常備自衛官個々の業務量の増加や部隊訓練への影響に加え、有事の際の即応性（戦力発揮）の面においても問題があった。このため、その後の定数増加への影響を考慮すると、陸自としては、内局が提示した予備自を含んだ折衷案は受け入れ難い案であったと思われる。その後、この折衷案（準即応体制）は公になることはなかったが、1973年の国会で久保卓也防衛局長が、4次防では定数（18万人）を増加する予定がないことや、予備自4万5,000

71 「資料 4次防審議資料（陸自関係資料 No.01） 陸自の常備維持すべき体制について（44.10.22）」C.O.E. オール・政策研究プロジェクト『宝珠山昇（元防衛施設庁長官）オールヒストリー 下巻』（政策研究大学院大学、2005年）226-230頁。（以下、『宝珠山昇オールヒストリー』）。

72 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 77」『朝雲新聞』1990年5月24日。

73 これは、全ての師団を9,000人師団化とすることを示している。

74 『宝珠山昇オールヒストリー』226-230頁。3次防策定時の統幕事務局案の総数（29万人）と同数だが、本案は予備自の比率が統幕事務局案より高くなっている。

75 3次防の予備自の整備目標は3万9,000人（1971度末の法定数は3万6,000人）であった。

人をもって21個の軽普通科連隊(約1,000人規模)を編成する構想を示唆していることをみると<sup>76</sup>、陸自と内局の間には有事編成思想を巡る問題が引き続き論点として存在していたことが分かる。

また、陸幕も4次防策定時にこれまでの画一的な師団編成の考え方とは異なる目的別(任務・地域別)に分けた3つのタイプの師団への改編検討を行っていたとされる<sup>77</sup>。このように、防衛庁・陸自は編成思想に関して意見の相違はあったものの、共に定数18万人13個師団体制を絶対視することなく検討を行っていたことが分かる。

## (2) 定数18万人の達成

1965年1月の佐藤榮作首相とリンドン・B・ジョンソン(Lyndon B. Johnson)米国大統領の会談から1972年5月の沖縄返還までの間、沖縄防衛責任の引き継ぎ時期に関する米国との協議や、協定締結を巡る国会の混乱の影響を受け、陸自の配備計画は度々変更があった<sup>78</sup>。

1968年当時、陸幕第3部長であった曲寿郎は、防衛庁の会議出席後、編成・業計班の担当に対して「編成は勢力一万人で部隊編成案を作り、業計はこれに伴う予算を見積もり、明日朝九時までに内局防衛課に届けよ」<sup>79</sup>と指示している。このとき、編成班の担当者であった横地は「沖縄には西方に対する防衛上の重要性和多くの島々の存在から、一個師団位の配置」を考えていたが、1万人と指示されたため「現地に五〇〇〇人規模の混成旅団と、九州南部の鹿屋基地に同じく五〇〇〇人の空中機動旅団の配置」を計画し内局防衛課に提出した<sup>80</sup>。しかし、「その日のうちに規模は五〇〇〇と半減、翌日には更に半減二五〇〇とされ、ついには、定員増は一八万の枠内即ち純増一〇〇〇、かつ防空部隊任務引き継ぎを条件とされた」<sup>81</sup>と証言している。つまり、陸自は当初18万人とは別枠の人数を沖縄配備に充てようとしたのである。沖縄配備の検討にあたり横地等が18万人の枠を超える人数を考えたのは、軍事的観点

76 第71回国会衆議院内閣委員会議録第34号(1973年6月26日)8,22頁(久保卓也防衛局長発言)。この軽普通科連隊は、福岡、伊丹、練馬、東千歳などの師団司令部所在地のほか、四国(善通寺)への配備を検討していた。

77 横地「最後の士官候補生4月号」153頁。当時米軍が採用したテラー・メード方式のROAD師団を参考に「地域防御師団、戦略機動師団、政経中枢警備師団」を新たに編成する構想であった。この検討は、中村定臣(師団創設主務者)が第3部長就任後、検討中止になったとされる(同153-156頁)。

78 沖縄返還に関する研究については、以下の文献を参照。坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』(有斐閣、2000年);小林伸嘉「日本による沖縄局地防衛責務の引受—「大陸防空」と沖縄の防空体制の連動—」『軍事史学』第49巻第1号(2013年6月);小山高司「沖縄の施政権返還に伴う沖縄への自衛隊配備をめぐる動き」『防衛研究所紀要』第20巻第1号(2017年12月)。

79 横地「最後の士官候補生4月号」156頁。

80 同上。この師団が自衛隊の師団であるか旧陸軍の師団であるかは不明。なお、旧陸軍の常備師団は約1万人(平時。戦時は約3万人)であった(『国防用語辞典』142頁)。

81 同上。陸自の1,000人増員は、1971年以来、数次の国会(第65~71回)に防衛二法改正案として上程されながら未成立となっていた。

から当然のことであり、また、3次防で使用した編成定数の意義を踏まえると、18万人13個師団体制の枠内で考える必要もなかったのである。

1972年4月17日の国防会議で、陸自の沖縄配備を「1972年12月末を目途に、陸自は2個普通科中隊、施設中隊、飛行隊など約1000名」<sup>82</sup>とすることが決定し、翌73年9月の定数改正法案の可決により陸自の定数は漸く18万人となった。陸自は、元来18万人13個師団以上の体制を考えていたが、この時期になるとそれを認めてもらう社会環境、政治状況になく、沖縄配備においても18万人の枠内での編成となった。さらに、この当時の陸自は「(沖縄防衛のため)十八万の中で何とかしようということになると、とても二千人も出せない」<sup>83</sup>状況であったことに加え、配備の空白(四国地域)が存在するなどの問題もあった。このように、陸自は定数18万人達成をしたものの、いくつかの問題が内在していたため、その後の防衛力整備に向けた新たな課題に取り組む必要性が生じたのである。

## おわりに

本稿では、陸自が13個師団体制成立時に生じた課題をどのように捉え解決しようとしたのかを考察した。

師団創設の検討に際し、陸自が当初考えていた姿は、編成及び装備の近代化、均衡ある師団編成、有事即応の編成を趣旨とした「9,000人を基準編成とした15個程度の師団体制」であった。しかし、18万人の枠内で編成作業を行うことが前提になったため、師団数は13個となり、その編成や規模の異なる師団が誕生することになった。このため、陸自は13個師団の充実を図り、少しでも理想の体制に近づくため、当時不足していた人員を18万人まで増勢することや、師団創設の目的の1つである装備の近代化及び内局との間の論点となっていた有事即応の編成の維持を防衛力整備上の課題として捉え、この解決に取り組んでいった。

第1の課題である18万人への増勢について、2次防では低充足率の問題から増員が認められず、このため陸自はその向上のため隊員の処遇改善などの人事施策をとり、2次防末期には約90%まで向上した。これを踏まえ陸自は、3次防において8,500人の増員を企図したが7,500人しか認められず、この増員をもって3個の普通科連隊を新

82 小山「沖縄の施政権返還に伴う沖縄への自衛隊配備をめぐる動き」149頁。

83「寺島泰三オーラル・ヒストリー」防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策 ④』(防衛省防衛研究所、2015年)70頁。

編し、これにより9,000人師団の数は全体の過半数となった。18万まで残り1,000人となったが、これは沖縄返還時の部隊配備に関連し達成した。この沖縄配備の増員は、当初18万人とは別の人数によって配備しようと陸自は考えており、沖縄本島以外の島嶼部への配置なども検討していたが、これが計画に反映されることはなかった。沖縄への陸上部隊配備により目標であった18万人は達成したが、全てを9,000人師団とすることはできず、また、これ以降定数の増加を望めなくなる新たな課題が生じた。

第2の課題である装備の近代化については、米国のMAP削減により装備品の調達に影響を受けたものの、国内で新たに生産された小銃や戦車などの装備品が増えることになった。また、3次防になると部隊の機動性向上が重視されるようになり、ヘリコプターやAPCの導入により装備品の近代化が進み、これにより師団編成の内容充実を図ることができた。その一方で、新改編された部隊は当時の定数の枠内で行われたため、師団の編成を均衡化する作業に少なからずとも影響を与えることになった。

第3の課題である有事即応の編成の維持については、4次防時にその問題が表面化した。4次防策定時、内局が陸幕に対して準即応体制の提案を検討していたこと、また、4次防開始後の国会で防衛局長が予備自を活用した編成案を示唆する発言を行っていたことから、この課題は内局と陸自の間の論点として残っていた。

1972年の沖縄返還に伴う部隊配備に関連し、陸自の定数は漸く18万人となった。しかし、配備の空白(四国地域)や均衡のとれた師団編成の問題は残ったままであり、さらに所要防衛力の観点から陸自としては更なる人員・部隊の増加が必要であったが、4次防が開始された頃になると新たな定数の増加が見込めない政治・社会状況となっていた。このため、より多くの兵力数や師団数の獲得を目指していたそれまでの陸自の整備構想と異なり、定数18万人13個師団体制の枠内において陸自が必要と考える所要防衛力を如何に整備するか、ということが新たな課題になったのである。

その後、これらの課題については、例えば「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱」(51大綱)における四国地域への部隊配備にその取り組みがみられ、さらに、4次防策定経緯のくぐりて述べた陸自の任務・地域別師団案や内局の予備自を含んだ編成案は、51大綱以降の防衛力整備の中で出てくる様々な編成の萌芽とみることもできる。また、本稿を通じて18万人に防衛上如何なる意味があったのか、という点も新たに浮かび上がってきたが、これらについては稿を改めて考察することとしたい。

(防衛研究所)